

### Ⅲ 自治体・関係者の聞き取り調査の概要

臨時・非常勤等職員の人数が平均的（30%台）なところを中心に14自治体を選び、それぞれの自治体の当局、臨時・非常勤等職員と一緒に働く正規職員、臨時・非常勤等職員、職員組合に聞き取り調査を行った。

質問項目は当局へは職員数の推移、臨時・非常勤等職員を雇う際のルールや労働条件、法的区分、正規職員との任務分担や業務内容の違い等を聞いた。正規職員へは主に任務分担や業務内容の違い、職場での問題、臨時・非常勤等職員の待遇についてどう思うかなどを聞いた。臨時・非常勤等職員へは、その職場で働く理由、勤務年数、労働条件、業務分担や業務内容、仕事へのやりがいや不満、将来展望等を聞いた。

調査期間 2008年12月～2009年2月

調査自治体 9県17自治体

（新潟、群馬、神奈川、長野、奈良、和歌山、鳥取、高知、長崎）

#### 1. 当局・管理者

##### （1）非正規職員が増えたきっかけ

- 第一次行革大綱で現業職場は正規職員が半分以下に。1995年に保育園の民間委託の提案がされたが、直営を維持する代わりに正規職員と非正規職員の割合を5：5とすることになり、正規職員は210人から170人まで減らす。（職員課 課長補佐）
- 保育所は0歳児保育など業務拡大をきっかけに嘱託職員、臨時職員が増えてきた。（保育担当課 補佐）
- 以前は臨時職員がほとんどいなかったが、2002年に100人を超え、現在は104人。出先は一定数で推移してきたが、本庁で増加している。（総務課 主幹）
- 4.7%（25人）の職員の削減を目標としているが、病院では減らせないので、事務機能を縮小して序々に正規職員を減らしている。事務量が減らないので正規職員が減った分を臨時職員で補っている。保育園では少子化で園の廃止も考えられているので正規職員を入れるわけにいなかった。（総務課 課長）
- 2006年市町村合併後、新規採用はなし。退職者不補充分は臨時職員が増えているがそんなには変わっていない。（総務課 課長補佐）
- 定数削減計画で一般行政職は3人辞めたら1人増。保育、消防は定数を定めて、欠員分を補充。職員が足りない部分を臨時職員で。（職員課 係長）
- 新しい事業、新しい施設の部分が臨時職員になっている。（総務課 課長補佐）
- 非正規職員は10年ほど前まではほとんどいなかったと認識している。（総務課 課長）

##### （2）非正規職員の労働条件

- 全て22条だが、月給の臨時職員と日々雇用職員がある。月給の臨時職員（6ヵ月更新）は昇給（行政職1-3～1-10）、一時金、慰労金あり。日々雇用職員（2ヵ月更新）は日給で昇給なし、一時金あり。ともに60歳まで更新可能。以前は日々雇用職員から月給の臨時職員へ格上げしてきたが、2005年から財政難で行わなくなった、そこから日々雇用職員が増えてきた。（人事課 課長）

- 嘱託職員の任期は1年（以内）で、勤務日が17日の月が年2回ある。臨時職員には一種（フルタイム）と二種があり、二種は短時間勤務と繁忙期や職員の休日対応などで不定期に必要な時だけ勤務する登録型の臨時職員である。二種まで含めると年間延べ3,000人、内800人位を職員課で把握している。（職員課 課長補佐）
- 嘱託職員、臨時職員としている。法適用の区分はという質問があったが、意味がわからない。給与（賃金）は「嘱託職員・臨時職員賃金表（職員の給料表に基づいて10種類程度）」に基づいて支給。嘱託職員は月給、通勤手当、時間外手当あり。臨時職員は時給、日給で基本給のみ。（総務課 補佐）
- 全員、22条臨時職員。フルタイムで働いている臨時職員は日給または月給。短時間の臨時職員は時給。一時金、退職金がある。一年経過後4月昇給。給料表は行(二)1級を使用し、年4号昇給となる。特別休暇、通勤費、その他手当はない。（総務課 主幹）
- 全て1年雇用で、いったん雇い止めとなり、間を置いて再応募することになる。募集は全てハローワークで、再応募もハローワークを通してするようにしている。事務職で日給6,700円。一時金は、勤めた月数によって決まるが、雇い止め期間があるので満額を貰える人はいない。（総務課 課長）
- 主に17条非常勤職員を使っている。このほかに日々雇用がある。日々雇用は毎日任用が切れるかたちをとっている。機会の公平を保つために、保育所を除いて更新回数の上限を入れた。非常勤職員の賃金水準は高卒初任給を時間で割った金額。（人事課 課長）
- 新規事業にともなう職種、職場、資格免許が必要な職場に、臨時職員・非常勤等職員が増加傾向にある。22条採用は日額のみで事務補助、休職代替。3条採用は月額報酬及び期末・勤勉手当分の増額報酬。17条採用は時給及び通勤手当相当の割増報酬。22条は履歴書をストックし各課必要時に面接。3条及び17条はハローワーク等で公募、作文、面接試験。（職員課 課長）
- 嘱託職員は特別職非常勤職員で1年契約。10年までは昇給あり。臨時職員（22条）は1年まで。臨時職員は事務で日給6,700円、保育士は日給7,100円（資格手当なし）。短時間の場合（4時間）は時給1,000円。嘱託職員は一般的な職が行(一)を使って、171,000円（初年）→217,000円（24ヵ月ごと昇給）、管理的な職（公民館館長、ケアマネージャー）183,000円→217,000円（24ヵ月ごと昇給）。ボーナス（割増手当）は、保育士33,000円（2ヵ月）→110,000円（6ヵ月）、その他31,000円→107,000円。（職員課 係長）
- 図書館では非常勤職員として専門業務員、一般業務員の2種類と臨時職員としてアルバイトも配置している。専門業務員は週4日フルタイムで月183,600円、一般業務員は月10日フルタイムで司書が81,000円、資格なし75,600円、アルバイトは時給860円。通勤・時間外・期末の手当なし。（図書館長）
- 嘱託制度は、昨年4月に導入し、これまで臨時職員だった職員を嘱託職員にした。臨時職員は日額6,800円だが、嘱託は月額151,300円（スタート）で年1度昇給がある。一時金はない。（総務課課長）

### (3) 雇用継続について

- 職場からの声で、雇い止めを今年4月から延ばし、事務・技術は35歳以上5年（35歳以下3年）→5年、専門職6年→8年、現業職（5年）→8年にする。（職員課 課長補佐）
- 全員、22条臨時職員で上限1年がルールだが、実際には代わりがないために長期にわたる臨時職員もいる。（総務課 主幹）
- 以前は雇用止め期間が1～2ヵ月だったが、現場からは継続のほうがいいという声もあり、短くなっている。今は10日～2週間。（総務課 課長）
- 3条と17条は原則最長5年まで。ただし、代替職員の配置が見込めないレセプト点検員など例外もあ

る。(職員課 課長)

- 業務員の任用期間は1年で更新がある。(図書館長)
- 勤続10年で雇い止めしているが、実際には、応募人数に限りがあるため、再び採用される。臨時職員は書類選考、嘱託職員・非常勤職員は公募の上で試験を行っている。(職員課 係長)
- 臨時職員は再度応募が可能で、通常3ヵ月空けている。短時間の臨時職員は1ヵ月あけずに来ることもある。保育は1ヵ月あけてくる。(職員課 係長)
- 1年任期で2回までしか更新を行わない方針である。2回更新で終わらせる理由のひとつは、試験に応募してくる住民が多いこと。固有の人に独占させることはできない。(総務課課長)

#### (4) 業務分担について

- 業務内容は、事務の日々雇用職員は補助、短期間のみだが、資格職の職場は、責任者にならないこと以外、仕事の違いはない。(人事課 課長)
- 幼稚園の教員、調理場などは正規職員が入らなくて臨時職員を入れているので業務内容の区分はない。(総務課 課長補佐)
- 正規職員、専門業務員、一般業務員、アルバイトの詳細な業務分担表を作成している。(図書館長)
- 3条採用はより専門性に特化した業務分担。17条採用と正規職員との違いは勤務時間の長短のみ。(職員課 課長)
- 正規職員と臨時・非常勤職員との業務の違いは、把握していない。「臨時職員は事務補助」と認識している。(職員課 係長)
- 業務分担は、保育の場合、正規職員が担任、臨時職員は加配部分が基本の考え方。しかし実態はそうになっていない。給食は、任務の区別がない。(職員課 係長)
- 嘱託は、各課に1人いて、担当も持っている。本庁嘱託の勤務時間は週39時間(正規職員より1時間短いだけ)で仕事内容としてもほとんど正規職員と変わらない。(総務課課長)

#### (5) その他

- 組合の要求で2009年の4月から3年以上経験した臨時職員を嘱託職員に転換している。(総務課 補佐)
- 非常勤職員は保育所で増えている。保育所では正規職員への転換試験を入れ、2008年4月に3人正規職員にしている。(人事課 課長)
- 資格免許職種など専門職種は人材確保が困難。(職員課 課長)
- 福祉職場では、仕事を教えて、経験を積んで、慣れてきた頃に他の職場に移るので困るという声がある。また、正規職員と臨時職員が全く同じ仕事をしていて条件が違うことに正規職員からも何とかしてほしいという声がある。(総務課 課長)

## 2. 非正規職員

### (1) 非正規職員となった経緯

- 仕事を探していた時に、非正規の募集しかなかった、それでも働きたいという思いがあったからここで働いている。(保育所・臨時職員)
- 時給でもらっているが、月給の臨時職員へ上がることもできなくなった。どんどん悪くなっていて、下を見て暮らせというのか。(保育所 臨時職員)

- 正規職員の保育士に応募したが、倍率が20倍で不合格。臨時職員として勤続年数5年。この5年間に1回しか正規職員の募集がなかった。臨時職員は産休がないので辞める人も多い。（保育所 臨時職員）
- 16年間働いている、1年雇用の後10日、間を空けて再雇用される。臨時職員でも園を異動している。クラス担任を持っている。年休はあり、特別休暇はない。一時金は少しある。欠勤が多い月は、日給計算になる。正規職員の募集がない。若い臨時職員は、正規職員になりたがっている。臨時職員の募集にはなかなか応募者が集まらない。もっと待遇をよくして欲しい。（保育所 臨時職員）
- 市の採用試験を受けたが、落ちて嘱託職員に。その後毎回、正規職員採用にチャレンジし3年目に合格。嘱託職員の時は将来に対する不安はあった。もう少しやって無理なのであれば別の道を考えていると思っていた。（保育所 嘱託職員（現在は正規職員））
- 正規の採用試験を受けたが、落ちて嘱託職員に、採用試験の倍率は10～20倍。2年目で正規職員に採用。嘱託職員の時は、もうすぐ6年目の先輩がいて、6年目をすぎたら雇い止めになるのか、とても不安であった。それまでに受からなければという思いがあった。（保育所 嘱託職員（現在は正規職員））
- 事務補助をしている。14年間勤務。非常勤職員は月15日勤務（フルタイム）で日給6,700円。半年契約で毎回履歴書を出している。一時金はない。（水道課 非常勤職員）
- 登録しておいて、急な休みのときなどに連絡が入り対応できる人が出勤する。以前は正規職員が主、パートが補助だったが、7～8年前から同じような仕事になってきた。臨時職員は三期休みがあり、半年契約で雇用保険のみ。（学校給食 臨時職員）
- 10年前に履歴書を提出し、面接を受けて、不定期勤務の臨時職員から入った。その後、作文と面接試験を受けて、常勤臨時職員になった。職場は正規職員、短時間臨時職員、常勤臨時職員の混合で回している。臨時職員は一時的な業務の増加や代替で入っている。（学校給食 臨時職員）
- 10年勤続。1年更新で自動更新。専門的な仕事で、私しかできないので、その意味で仕事は分担されている。正規職員に同じスキルを持った人がいない。処理量が以前より倍以上に増加し、仕事量に対しての給料は減ったことになる。外勤の時の交通費が支給されていない。有給休暇は取得できていない。正規職員にしてほしいという思いはある。非常勤嘱託だが、実態は常勤。勤務時間は8:30～17:15、週5日勤務。課長と庶務担当の考え方で勤務条件が変わり、有休が20日になったり15日になったりしている。土日出勤しても手当や代休がない。（福祉担当課 非常勤職員）
- 週30時間勤務。現在11年目。当初より1年任期で10年まで保障。突発的な雇い止めはしないと云われ、昨年10年となったので、再度、公募に応募し、再採用された。昇給はない。8年目に組合に相談し、交通費が出るようになった。月額報酬は132,800円で、期末手当相当の一時金が出る。特定の資格を8年目に取得したが、同じ資格を持つ人は県内に8人しかおらず、イベントへの出勤要請がある。それが市の業務であっても、時間外ではなく、振替休日扱い。市の業務以外の場合には、兼務届を毎回出している。（福祉担当課 非常勤職員）
- 市の臨時職員として10年働いた後、非常勤職員の公募があると聞いて応募した。非常勤職員になっても、勤務場所は変わらないが、臨時職員の時には書類作成のみだったのに対し、非常勤職員は窓口での市民対応。10年間の雇用保障がある。（市民課 非常勤職員）
- 図書館司書として働いている。臨時職員を1年した後、嘱託職員になって9年。公民館の中にある図書館に月16日勤務。館長は公民館と兼務で、実際の図書館業務は嘱託職員2人と臨時職員で行っている。同じ市の他の図書館（大型館）には正規職員が配置されており、自分のやっている仕事を正規職員がやっている。正規職員と同じ仕事をしているのだから、休暇や手当を含めて待遇を同じにして欲しい。（図書館 嘱託職員）

- もともとは臨時職員として2年間働いていた。そのときは月60時間で月給5万円だった。この間に司書資格を取り、昨年4月から一般業務員になった。(図書館 非常勤職員)
- 仕事は、公民館の中にある図書館の管理・運営が主で、公民館業務も行っている。現在4年目。時給に換算すると850円で、手当はない。超過勤務や土日にイベントなどで出勤した場合には、代休を取るよう言われているが、誰かが代わってくれるわけではないので、代休の消化ができない。(図書館 嘱託職員)

## (2) 業務分担について

- 仕事の分担をきちんとし、給料に合った役割分担にしてほしい。(保育所 臨時職員)
- 臨時職員は研修には遠慮するように言われて行けなかった。正規職員、嘱託職員、臨時職員の仕事の区別があっても良いと思う。兼務保育士(予備保育士)は全てのクラスに対応しなければならない。一人担任のクラスに入ると、全て1人。散歩もひとりで行く。臨時職員なのに何かあったらどうなるのか不安がある。(保育所 臨時職員)
- 臨時職員でも、正規保育士の補助のみという人と、クラスも持って正規と同じ仕事をしている人があり、経験年数に関係なく、園によって異なる。日額6,900円で、担う業務による差もない。担任を持ったら賃金をあげてほしいし、経験年数による昇給もほしい。研修に出るが、時間外手当は出ない。(保育所 臨時職員)
- 正規職員の仕事と臨時職員・非常勤職員の仕事内容は分かれているが、正規職員が2～3年で異動するので、新しくきた正規職員に仕事の手順を教えている。仕事に精通しているので住民、業者からの問い合わせにも困ることはないし、地域や各家庭の状況も知っていて、事務処理のミスを発見することもある。長年の経験によるもので異動の多い正規職員には分からない。(水道課 非常勤職員)
- 勤務場所は庁外で土日も開所している。正規職員の責任者1人で、非常勤職員が週30時間ローテーションでまわし、臨時職員もいる。責任者(正規職員)は金・土が休日で、その時には本庁から他の管理職が交代で来る。土日にしか来られない利用者は、難題を抱えている人が多いが、土曜の交代要員で来る管理職は、よく分かっていない人も少なくない。そのため、分からない際には、非常勤職員の間で協議したり、職員に電話で相談したりしている。(市民課 非常勤職員)
- 相談員としての任用で、窓口申請の受付をしている。イレギュラーなことは正規職員にまわすが、相談によっては担当につないで終わるとは限らず、利用者とともに各課をまわるなどの対応もしている。当初、あまり仕事はないとも言われたが、年間のべ300～400件の相談を受けている。(福祉担当課 非常勤職員)
- 一般業務員で3年勤務した後、専門業務員になって3年目。正規職員よりも週1日短い、与えられている仕事量・責任ともに正規職員とそう変わらない。正規職員とともに、最後の利用者を送り出した後に翌日の準備等を行うが、正規職員と違って残業代はつかない。他の図書館への異動もある。交通費や残業代など、同じことをやっているのにもらえる人(正規職員)ともらえない人(専門)がいることは、おかしい。これではまるで身分制度ではないか。(図書館 非常勤職員)
- 民間の大手書店を退職して専門業務員になった。仕事内容は、金銭関係の伝票処理以外は正規職員と同じで、ローテーションも同じ。ここまでの賃金格差があつていいものかという疑問は持つ。(図書館 非常勤職員)

## (3) 言いたいこと

- 15年以上働いているのにどうして6ヵ月更新毎でしか働けないのか。保育士として働きたいので、労働条件が良くなっていけば続けていきたい。(保育所 臨時職員)

- 大きな市に出て正規職員を受ければよかったかなと思う。5年目でやっと嘱託職員になれるのでうれしいがその上がない。(保育所 臨時職員)
- 1年任期で3月に任期が切れるが、4月からの雇用があるのかどうか、どの園に配属になるのか、3月末までわからない。正規の配置が決まった後、3月30日か31日に急に言われる。毎年、3月には自分の荷物を片付ける。(保育所 臨時職員)
- 今まで組合や正規職員が私たちの声を聴いてくれなかった。ローテーションの中で正規職員とほとんど同じ仕事をしていることに不満があるが、言うところがない。4月にならないと仕事があるかどうか分からないのが、ほんとうに不安である。雇い止めの不安を感じているが、どうなるかも分からないでいる。(学校給食 臨時職員)
- 仕事は今後もできるだけ続けていきたいと思っている。(学校給食 臨時職員)
- NPOから、正規職員として働かないかとの誘いもあるが、「あなたがいるから安心して相談に来られる」といつてくれる人がいるので、転職は考えていない。(福祉担当課 非常勤職員)
- 10年以上、同じ職場におり、長年かけていい図書館になるように考えてきて、自分の思うようにできることもあり、仕事にはやりがいはあるが、待遇改善はしてほしい。企画、イベント前など持ち帰りの残業もある。イベントで使う物などを休日に買いに行く事もある。フルタイムで働けるようになりたい。もう給料があがることは無い。60歳までは働きたい。(図書館 嘱託職員)
- 職員よりも勤務日数が短い分、より働いている面もあり、仕事へのやる気もある。賃金面含めた格差是正をすべきと思うが、正規職員の中には、仕事をとられるという感覚を持っている人もいないか。(図書館 非常勤職員)
- 組合加入のきっかけは雇い止め問題。専門業務員についても5年で雇い止めという話があるが、はっきりしていない。どうなるかが分からなければ、転職するかどうかでも自立についても目処が立たず、不安感だけが募る。組合としても問題として取り上げていくということなので、自分たちの問題として関わるために加入した。5年で雇い止めを行うということは、図書館サービスの質が上がらないだけではなく、一時的には落ちるということ。そうまでして切る理由があるならば、説明してもらいたい。(図書館 非常勤職員)
- 5年までで雇い止めといわれている。いちばんよく知っている頃なのに、どうしてやめなければならぬのか。市民への雇用機会の公平性の確保と説明されたが、せつかく仕事を覚えたのにもったいないと思う。(図書館 非常勤職員)
- 県の図書会議とか対外的なところにも出て行く。基本的に3年で切られることが分かっているが、やりがいもあるし、地域の中で仕事ができるのはとても嬉しいので、働き続けたいと思っている。(図書館 嘱託職員)

### 3. 正規職員

#### (1) 正規職員と非正規職員の現状

- 月給・フルタイムの臨時職員の場合は複数担任だが臨時職員だけのクラスもある。基本的に月給・フルタイムの臨時職員、正規職員の労働時間、週休は一緒。週43時間勤務の時間給の臨時職員がいる。(保育所 正規職員)
- 保育所での仕事は正規職員と嘱託職員との違いはない。複数担任のクラスならまだ仕事のバランスをとることはできるが、会議、保護者対応等、全く同じ。(保育所 正規職員)
- 嘱託職員と正規職員はやっている仕事は全く同じ。違いは責任の重さだと思う。複数担任でいくつも

年上の嘱託職員と組んでも、「あなたは正規職員なのだからもっとリーダーシップをとりなさい」と園長から言われ、プレッシャーを感じる。（保育所 正規職員（元嘱託職員））

- 勤続年数6年だが、自分のあとに正規職員の採用は3人だけ。経験に関係なく正規職員は1人担任を持たされる。複数担任の場合は行事の準備や日誌など分担できるが1人担任なので全て1人なので負担が多い。正規職員、臨時職員の仕事の区別がないので、自分ではなるべく気をつけている。（保育所 正規職員）
- 16年間、正規保育士の採用がなかった。担任は正規職員、加配部分を臨時職員に、というのが基本だが、正規職員の人数が少ないところは担任も持つし、副担任になることもある。（保育所 正規職員）
- クラス担任は正規職員でやるのが主だと思っているが、臨時職員にもやってもらっている。業務では正規職員・臨時職員と変わらない、ただし休日などに保護者会などは正規職員でこなしている。（保育所 正規職員）
- 正規職員と臨時職員は同じ勤務時間。業務は全く一緒。献立を決める会議に臨時職員も参加。臨時職員は学期ごとの採用で1年10日の有給休暇1ヵ月1日を取るようになっている。給与は月割りで日給月給。夏季休暇中の研修等は臨時職員は出られない。通勤手当は正規職員の7割5分でこれでも良くなったほうだ。臨時職員は特別休暇なし、公務疾病に関する規則もなし。（学校給食 正規職員）
- 正規職員はもう配置されない。正規職員がいるセンターといないセンターがある。嘱託職員も合併前の人を続けているだけ。ローテーションなどは、正規職員が考えるが、実際にやっている仕事は、当番表で順々に回しているの、仕事の内容は正規職員と同じ。（学校給食 正規職員）
- 正規職員は仕事の流れを考え「指示票」を作る。調理は正規職員と非常勤職員、臨時職員（待機職員）は材料の洗浄や下処理、洗い物まで。非常勤職員は調理をしているが、仕事量が同じにならないよう配分している。事務職の非常勤職員とは違い、給食の非常勤職員は定年まで働ける。（学校給食 正規職員）
- 業務分担は、本業務は嘱託職員が行い、専門性や高度なことについて正規職員が支援する体制。最初は嘱託職員と正規職員で業務は同じだった。増員して、整理し、分けした。（福祉担当課 正規職員）
- 福祉担当課の非常勤職員は10年以上働いているが、担当は窓口業務に限定されている。ただし、手話資格を有しているため、その関係の市民対応は非常勤職員がしている。（福祉担当課 主任）
- 以前は正規職員がやっていた仕事を嘱託職員がやっている。嘱託であっても財務会計も処理するし、仕事の違いはない。村民からも区別はできないだろう。（産業担当課 正規職員）

## (2) 非正規職員の待遇についてどう思うか

- 1年目の正規職員は臨時職員の先輩に教えてもらう。もっと正規職員が増えればいいと思う。今いる臨時職員が正規職員になればいいと思う。育児産休が臨時職員にはないので差があると思う。（保育所 正規職員）
- 臨時職員の中にも担任を持っている、持っていないで賃金に差があってもいいのではと思っている。例えば職員7人の園では、4人が正規職員、3人が臨時職員。正規職員が早出・居残りなど交替でやっている。臨時職員もシフトに入ってくればいいのかとも思う。正規職員も休みが取れないし、臨時職員のなり手もない。保育所はたいへん。臨時職員の組合加入については、切るとなったときにつらいという意見と、入ってもらった方がいいという意見とがあった。（保育所 正規職員）
- 臨時職員も同じ仕事をしているので待遇面がもっとよくなれば良いと思う。（学校給食 正規職員）
- 正規職員が欲しいが配置されない。嘱託職員も採用されず、更新上限が入ったり、昔にあった嘱託職

員のわずかな昇給も合併でなくなった。（学校給食 正規職員）

- 以前はみんな正規職員だったのでみんなでいろいろな仕事を回せた。今は責任が個人になっている。待機職員は入れ替わりが激しくその度に一から教えなくてはならない。意思疎通は出来ていると思っているが非常勤職員、待機職員からどう思われているだろうか。昔のように正規職員のみで運営できたらいいが、もうできない。仕事の仕方が変わってきている。（学校給食 正規職員）
- 嘱託職員から格差をタテに「私達の仕事ではない」と言われることがある。給料が安くなって辞めた方もいる。20代は正規職員の口があればそちらに転職していく。事業所の民営化など、職場がずっと残るかという心配もある。育児休業がなく、子育てで、続けていたいただきたい方に辞められてしまった。（福祉担当課 正規職員）
- うちの課の非常勤職員は10年以上同じ課で働いているため、職員よりも仕事も市民の顔も知っている。課に異動になる前は正規職員だとばかり思っていた。誰よりも課の中ではプロ。どのくらいの賃金かは知らないが、資格などによる加算があってもいいのではないかと思う。（福祉担当課 主任）
- 非常勤職員、臨時職員の労働条件は仕事によってだと思うが週4日で条件はいいと思うが、看護師などは少ないかもしれない。（福祉担当課 正規職員）
- 1件いくらの嘱託職員の介護認定調査員がいるが、嘱託職員にそこまで責任を持たせていいのかと思う。最終判断は正規職員がしても、家庭を訪問しているのは嘱託職員でその判断に左右されることがある。市民からすれば認定員の言うことが市の判断と思うだろう。それでいいのだろうか。上からは嘱託職員に責任を持たせろと言われるが、嘱託からはそこまでできないと言われ、間に入ってつらい。認定員が退職して担当が替わる場合、引き継ぎができればいいが、辞めてから新しい人が入る場合に「来月から誰が決まっていなくて新しい人がきます」と言って市民に信用されるものだろうか。（福祉担当課 正規職員）
- 正規職員と同じ仕事をしている割には、賃金は安いと感じる。また、残業もしているが、時間外手当が出されていないのも問題。一番大きな問題は、3年の雇い止めだが、正規職員からはその話を持ち出しにくい。（産業担当課 正規職員）

### (3) 労働組合

- 保育所の正規職員を減らすと決まった時に、嘱託職員が正規職員採用を受けられるように、採用の社会人枠をつくった。社会人枠はその年の採用枠の3分の1。組合としては雇い止めで保育士の経験、戦力となってきた人がいなくなるのは困るという理由だった。現場からは嘱託職員の雇用年限を延ばしてほしいという意見もあるが、その場合の賃金や退職金の問題、面接だけの採用で評価制度もないままに10年、20年でもいいのか、優秀な人は長くいてもらいたいだがその場合に何を見て評価するのかなど課題は多い。（市）
- 組合として交通費の支給を要求項目のひとつとした。現在、正規職員は月額2,000円の駐車場代を町に支払っているが、交通費の出ない臨時職員からはとっていない。保育所では早出や居残りがあるが、シフトに臨時職員を入れるかどうかは園によって違う。（町村）
- 今日のヒアリングで実態を聞いて驚いている。どうしようかはまだ考えていない。臨時職員・非常勤職員の賃金改定については、秋闘などで交渉している。（市）
- 非正規職員は事務職では税務、図書館、支所に多いのではないかと、清掃、保育、給食、支所には登録型のパート職員がいる。雇用年限として切らなくなったのは2年前から。それまでは60歳まで働くことができた。雇用年限で切らないのは病院の非常勤職員。民間委託など加速すると、臨時・非常勤職員の雇用問題が起きるのではないかと心配している。組合としても正規職員が過重労働にならないために、臨時・非常勤職員の安定雇用や待遇改善は大切だと認識しているが、臨時職員と正規職員を

きちんと切り分けて扱うように求めた過去の労使合意をタテに、安定雇用は求めにくくなってしまっている。(市)

- 組合の「伝統」として、非正規職員からの相談を普通に受け、その賃金・労働条件は交渉マターとしてきている。実際に、改善された部分もある。(市)
- 非正規職員は、通勤費がないのに、駐車場代5,000円を取られている。嘱託職員の月給には、通勤費、一時金相当分も含まれている。当局も改善したいと思っはいるが、法を超えるまではいかない。臨時職員は何より安定雇用を求めている。(市)
- 正規職員ひとり分の仕事を嘱託職員に任せているが、それは正規職員が嘱託職員に置き換え可能だということだ。臨時職員制度だったときから雇い止めはあったが、それがルール化されていなかった。今回の嘱託職員制度では、どんなに仕事ができても3年で雇い止めするとしているが、問題だ。最近も雇い止めとなった嘱託職員がいて、本人も周りも泣いた。組合として見直しを求めていかなければならないと思っている。(町村)
- 正規職員が2000～08年度までに925人削減。非常勤職員も02年772人から08年522人減少。業務の削減により正規職員、非常勤職員ともに減少傾向にある。非正規職員制度は、1999年以前は、「日々雇用職員制度」で1日8時間、5ヵ月間連続雇用し1ヵ月の離職期間を置いて反復雇用(1997年4月1,092人)。任用根拠はあいまい。1999年に「非常勤職員取り扱い要綱」として改正。①任用期間1年、②原則1日6時間勤務、③任用更新は通算5年を限度(6月間おけば再応募できる)、④給与・休暇制度の整理、⑤公募または職安の求人による採用を定めた。任用根拠は17条(一般職非常勤職員)。賃金は行(一)1-17などの給料月額を日額換算し、その3/4(10円単位)。通勤費用弁償あり。育休以外の休暇は整備。健保、厚生年金、雇用保険に加入。その他に、3条特別職非常勤職員、22条が少しいる。特別職は副業が認められるが、その他は副業が認められず、一部に不満がある。(県)
- 雇い止め期間は3ヵ月、特例で保育は1ヵ月。3年ごとに昇給がある。年休は労基法どおりで忌引きあり、病休も無給だがある。臨時職員が雇い止め期間ごとに雇用保険を申請していたが、ハローワークから次の仕事が決まっているのであれば雇用保険の対象者にはならないと指導が入っている。臨時職員の間で、無収入の間、どうしたらいいのかという不安の声が上がっている。本庁では臨時職員が起案するようになり、組合では問題としている。保育所はクラス担任もしており、1歳児の全クラスの担任が非正規という園もある。(市)
- 臨時・非常勤等職員は急に増えてはいない。それより正規職員を含めて全体的に人が減っている。学校用務員は正規が任用替えて一般職に移った。その分を臨時職員で埋めている。以前、公共事業(補助金)が多かった頃、その予算で臨時職員をどんどん増やしていたが、今は事業が減ってきている。何年か前に保育所以外の5年以上の臨時職員は切って整理をした。今は臨時職員は更新の上限ある。専門職の非常勤職員は本人が希望するまで働ける。職場の中にワーキングプアを感じている。同じ職場の臨時職員の人が生活ができないからと辞めていく。自治体財政が厳しく、何十円でも時給を上げれば全員で何千万かの予算がいる。その分の予算をどこから持ってくるのか。(市)
- 合併時点で臨時職員は整理しており、その後、事務職では増えていない。事務はどんどん切り離されて減ってきている。地公法を厳格に運用するために、長期の臨時職員は雇い止めにした。長期だと議会から指摘をうける。事務には入力など軽易な作業があり、正規職員を配置するのはもったいないので、臨時職員を配置している。給食センターは正規職員と臨時職員と、休みの人がいる時だけ雇うパート職員がいる。パート職員は、正規職員、臨時職員の退職者が多く、センター長などが頼める人のリストを持っている。(町村)
- 保育所に12～13年前、未満時保育ができたあたりから増えてきた。また合併時に臨時職員の条件を調

整せず合併したので、それぞれの課で好きなように雇っている。2000年前後に公共事業がたくさんあり、その時に多くの臨時職員を入れていた。今は新規採用がない。正規職員15人の退職に補充は4人で、足りない部分を臨時職員で穴埋めしている。総合窓口では嘱託職員が文書管理をしており、常勤職員と同じ仕事をしている。建築関係は、事務を正規職員、専門的な部分を嘱託職員が行っている。臨時職員は事務補助となっているが実態は正規との境目があいまいになりつつある。臨時職員がかなり本来業務をしつつある。嘱託職員の有休の繰越はなし。それ以外の休暇は正規職員とほぼ同じ。一時金は夏1月、冬1.5月。臨時職員も15日分の一時金が出るようになった。雇い止め期間はない。職場では正規職員と臨時職員とで責任分担が難しい。（町村）

聞き取り調査にご協力頂いた関係者の皆様ありがとうございました。